

教第70号議案

博物館の登録に関する規則の一部改正及び博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準の設定について

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則及び博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

博物館法の改正に伴い、博物館の登録に関する規則の一部改正及び博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準を設定する必要があるため。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第2条 <u>法第14条</u>の規定により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(登録申請書)</p> <p>第3条 <u>法第12条第1項</u>の登録申請書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第2条 <u>法第10条</u>の規定により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(登録申請書)</p> <p>第3条 <u>法第11条</u>の規定により、登録を</p>

は、様式第2号によるものとする。

(登録の審査)

第4条 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査、法第18条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令並びに法第19条第1項の規定による登録の取消しを行なうため必要があるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、様式第3号により速やかに行なうものとする。

(定期報告)

第6条 法第16条の規定による報告は、様式第4号により行うものとする。

(廃止)

第7条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、様式第5号により行うもの

受けようとする者は、地方公共団体の設置するものにあつては様式第2号、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置するものにあつては様式第3号による登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(登録要件の審査)

第4条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があるときは実地調査を行い、又は学識経験者若しくは専門機関の意見を徴することができる。

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出は、様式第4号により速やかに行なうものとする。ただし、法第11条第2項各号に規定する博物館資料の目録の軽微な変更については、当該年度の3月末日までに届け出るものとする。

(廃止)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出は、その事由の生じた日から2

とする。

(公示)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。

- (1) 法第11条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第15条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第2項の規定による登録を抹消したとき。

0日以内に様式第5号により行わなければならない。

(公示)

第7条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録を抹消したとき。

様式1号から様式5号までを次のように定める。

様式第 1 号

(表)

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号 第 号		
設 置 者 の 名 称			
設 置 者 の 住 所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

(裏)

摘 要	
-----	--

様式第 2 号

<p>博物館登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市教育委員会 宛</p> <p style="text-align: center;">設置者</p> <p>博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

様式第 3 号

博物館登録申請書変更届

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第 4 号

博物館運営状況報告書

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第 16 条の規定により、下記の資料を添えて報告します。

記

○提供する資料

博物館の運営状況を示す書類

1. 組織の態様を示す書類（職員名簿、組織図等）
2. 職員への研修実績
3. 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
4. 博物館資料の目録（区分、数量等の概要）
5. 施設及び設備に関する書類（変更があったもののみ）

以上

様式第 5 号

博物館廃止届 年 月 日 神戸市教育委員会 宛 設置者 博物館法第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

附 則
 (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前にされた博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正前の博物館法第11条の登録の申請に係る審査及び処分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式第1号の規定は、施行日以後に登録する博物館登録原簿について適用し、同日前に登録される博物館登録原簿については、なお従前の例による。
- 4 改正後の様式第2号、様式第3号及び様式第5号の規定は、施行日以後にされる申請又は届出について適用し、同日前にされる申請又は届出については、なお従前の例による。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準
根拠条例・規則名	博物館の登録に関する規則（平成27年3月教委規則第7号）
条 項	同規則第4条
関係条項	「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)」・「博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。）」
該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
審 査 基 準	<p>(博物館の登録に関する基準)</p> <p>博物館の登録に関する基準は、省令第19条から第21条までの規定を参酌し、以下のように定める。</p> <p>(1)博物館の体制に関する基準</p> <p>法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。 2. 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 3. 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 4. 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)を行う体制を整備していること。 5. 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 6. 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 7. 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。 <p>(2)博物館の職員に関する基準</p> <p>法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 2. 学芸員が置かれていること。 3. 前項第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 <p>(3)博物館の施設及び設備に関する基準</p> <p>法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

1. 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
2. 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
3. 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
4. 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館に相当する施設の指定に関する基準)

法第31条第1項の規定により指定する博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)の指定に関する基準は、省令第24条第2項にて準用する同令第19条から第21条までの規定を参酌し以下のように定める。

(1)指定施設の体制に関する基準

省令第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 当該施設における資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
2. 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
3. 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
4. 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)を行う体制を整備していること。
5. 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
6. 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
7. 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

審
査
基
準

(2)指定施設の職員に関する基準

省令第24条第1項第3号に規定する職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする

1. 前項第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長等が置かれていること。
2. 学芸員に相当する職員が置かれていること。
3. 前項第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(3)指定施設及び設備に関する基準

省令第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び

	<p>設備が整備されていること。</p> <p>2. 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>3. 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>4. 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p> <p>5. 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。</p> <p>6. 1年を通じて100日以上開館すること。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>設定・最終変更年月日</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> </table>	設定・最終変更年月日	令和5年4月1日
設定・最終変更年月日	令和5年4月1日		
標準処理期間	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>総期間90日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）</td> </tr> </table>	標準処理期間	総期間90日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	標準処理期間	総期間90日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>内訳：受付15日・書類および実地調査45日・登録等公告決裁30日</p> <p>機関：処分機関90日 教育委員会（※文化スポーツ局文化財課）</p> <p>※本事務は、教育委員会の権限に属するものを、文化財課の職員が補助執行しています。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>設定・最終変更年月日</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> </table>	設定・最終変更年月日	令和5年4月1日	
設定・最終変更年月日	令和5年4月1日		
作成部局・課・係名	<p>教育委員会（文化スポーツ局文化財課）（電話078-322-5798）</p> <p>※本事務は、教育委員会の権限に属するものを、文化財課の職員が補助執行しています。</p>		